答申保第14号 平成22年7月7日 (諮問保第17号関係)

答申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が不開示とした「受理者」欄については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が、2005年4月6日、2006年1月29日、2008年2月1日に110番通報した通報内容記録の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿地第187号で「平成20年2月1日、 あなたが110番通報した内容を記録した『緊急通報処理票』中のあなたに関する情報」に つき保有個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後,本件処分を不服として,平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会(以下「審査庁」という。)に審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成20年7月4日付け鹿地第291号で「2005年4月6日及び2006年1月29日、あなたが警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき、保有個人情報不開示決定を行っている。

また、実施機関は、平成21年6月23日付け鹿地第265号で、本件処分を一部変更して新たに保有個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が,審査請求書,意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は, 要約すると次のとおりである。

ア 事件の全容解明のため、一部開示に不服を申し立てる。

また、私が2005年4月6日、2006年1月29日に110番通報をした際の個人情報開示請求に対する回答がなされていないため申し立てる。

- イ 条例第13条第5号により不開示とされた警察職員の氏名や「犯人人着等」及び「逃走方向等」は、この場合、条例第13条第2号ただし書きイ、ウの絶対的公開事由で「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」「当該個人が公務員であるため」に該当、優先されるので、全開示を求めたい。
- ウ 条例第13条第2号ウで公務員の名は開示していただき、国民に対する説明責任を全 うしていただきたい。身内の不祥事隠蔽のため、国民を犠牲にするのはやめていただ きたいのである。
- エ 条例第13条第7号の理由については、実勢に合わない理由で認められない。一刻を 争う110番を妨害する悪徳警察職員を責任追及することが公のためになることであり、 むしろ、一部職員の公権力の濫用により、私の生存権は著しく侵害され、市民生活を おびやかされているので、この場合、条例第15条の裁量的開示「個人の権利利益を保 護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報 を開示することができる」に該当する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「緊急通報処理票」は、鹿児島県警察本部生活安全部地域課通信司令室で受理した110番事案情報をコンピューターネットワークを通じ、発生警察署へ即時に伝送する「110番情報管理システム」から出力した資料である。

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例第13条第5号の該当性

「受理者」欄の警察職員の氏名は「氏名を慣行として公にしている」警部又は同相 当職以上の者であるが、公にすることにより、受理者又はその家族に危害が加えられ るおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、 当該部分を不開示とした。

イ 条例第13条第7号の該当性

「受理者」欄は、県警が行う110番受理業務に関する情報であり、公にすることにより、110番が特定の警察職員に集中したり、いたずら電話の対象となるなど適切かつ迅速な業務処理が行えなくなり、一刻を争う110番受理業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分を不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は,本件審査請求について,以下のような審査を行った。

年 月 日	審査の経過
平成20年7月3日	諮問を受けた。
7月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月4日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年7月27日	諮問の審議を行った。
9月14日	諮問の審議を行った。 (実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として、実施機関が特定したのは、審査請求人が、2008年2月1日に110番通報した通報内容記録の審査請求人に関する情報である。 実施機関は、当該情報が記載された2008年2月1日付け受理分の緊急通報処理票を 対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」の欄に記載された警部又は同 相当職以上の警察職員の氏名及び「台番号」(以下「本件不開示情報」という。)を 条例第13条第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を 行った。

なお,当初不開示とした「犯人人着等」及び「逃走方向等」欄については,実施機関は平成21年6月23日付け鹿地第265号の一部開示決定において,開示している。

イ 公務員の氏名の取扱い

条例においては、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、第13条第2号ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとするものとしている。

すなわち、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として本人が知る ことができ、又は知ることが予定されている場合には、この号のアが適用され、「本 人以外の個人に関する情報」としては不開示とはならないことになる。

ただし、開示することにより当該公務員等の生命、身体、財産等(地位、名誉、自由等を含む。)が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがある場合は、他の不開示情報に該当して不開示となる場合もあると解される。

以上の考え方に基づいて、審査請求人が開示を求めている「受理者」欄の警察職員の氏名等について、条例第13条第2号ただし書アに該当するか検討した上で、実施機関の主張する条例第13条第5号及び第7号の不開示情報に該当するかどうかについて、判断する。

ウ 条例第13条第2号ただし書きア該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報の条例第13条第2号ただし書ア該当性

本件不開示情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書アの該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部又は同相当職以上の者の氏名については、警察本部の人事異動において新聞発表されており、また、平成19年度版の「鹿児島県職員録」には通信司令官として掲載されていた。

以上のことから、当該氏名は、条例第13条第2号ただし書アに規定する「慣行と して本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するもの と認められる。

エ 条例第13条第5号該当性について

(ア) 条例第13条第5号について

条例第13条第5号本文では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第5号該当性

実施機関は、「受理者」欄の警察職員の氏名は、公にすることにより、受理者又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分を不開示としたと説明している。

しかしながら、上記ウ(イ)のとおり、当該職員の氏名は、第2号ただし書アに規定する「慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、本人が知りうる状態にあり、実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では、当該職員の私的生活を不当に侵害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、「受理者」欄の警察職員の氏名は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

なお,「受理者」欄の「台番号」についても,実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では,公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

オ 条例第13条第7号該当性について

(ア) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文は,「県の機関,国の機関,独立行政法人等,他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって,開示することにより,次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については,開示しないことができると規定している。これは,開示請求の対象となる保有個人情報に,県の機関の事務又は事業に関する情報が含まれている場合は,これらの情報を開示することによって,公共の利益が損なわれたり,事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする必要があることから,事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件について定めたものである。

(4) 条例第13条第7号該当性

110番受理業務は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは明らかであるので、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討する。

実施機関は、当該警察職員の氏名を不開示とした理由として、110番が特定の警察職員に集中したり、いたずら電話の対象となるなど適切かつ迅速な業務処理が行えなくなり、一刻を争う110番受理業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかしながら、上記ウ(イ)のとおり、当該職員の氏名は、第2号ただし書アに規定する「慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、本人が知りうる状態にあり、実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では、110番が特定の警察職員に集中したり、いたずら電話の対象となるなどにより110番受理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって,「受理者」欄の警察職員の氏名は,事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

なお,「受理者」欄の「台番号」についても,実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では,事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

カ 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するもので はない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。